

金沢未来のまち創造館 オフィス等入居者募集要項

(募集期間：令和6年9月1日～9月30日)



金沢未来のまち創造館について

金沢未来のまち創造館は、「スタートアップ・新ビジネス創出」、「子供の独創力育成」、「食の価値創造」を3つの柱に事業活動を展開し、新たな産業の創出と未来で活躍する人材の輩出を図る価値創造拠点施設です。

旧野町小学校の4階建て校舎を全面的に改修し、エレベーターのある増築棟に木材を多く用いた開放的な吹抜空間を設け、各フロアをつなぐ場としたほか、既存校舎は、学校活動で使われた黒板や棚などを可能な限り残し、最先端の設備と地域の人々に愛された学び舎の面影が共存する空間となっています。

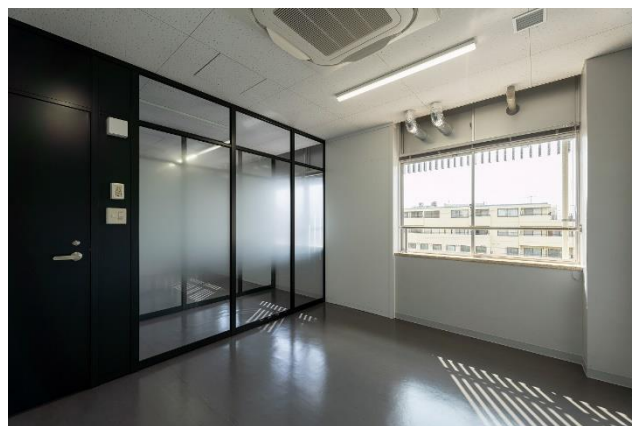
施設の概要

| | |
|-------|---|
| 住 所 | 石川県金沢市野町3丁目11番1号 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建て |
| 延床面積 | 3,967.33㎡ |
| 開館時間 | 9:00～21:00（オフィス、シェアオフィス、研究室は24時間365日利用可能） |
| 休 館 日 | 12月29日～1月3日まで（オフィス、シェアオフィス、研究室は除く） |

- アクセス ◇バス JR 金沢駅から北陸鉄道路線バスにて「野町」下車徒歩 5 分
◇車 北陸自動車道金沢西 IC から 20 分 駐車場 58 台

入居スペースの概要

2F オフィス（6室）



※写真は一例です

対象

次のいずれにも該当する方

- ・新たに事業を行おうとする方、事業を開始してから 3 年未満である方又は既存の事業を行っている方で新分野に進出しようとする方

※既存の事業を行っている方の支社・支店・営業所やサテライトオフィス等の開設については対象となりません。

- ・その事業が最先端技術を活用して新たなビジネスを展開するもの、食と工芸に付加価値を生み出すものその他これらに類するもの

使用期間

1 年更新（最長 3 年間）

募集施設

| 入居可能時期 ※初日から 2 カ月以内 | 施設名称 | 面積 | 使用料（月額） |
|------------------------|--------|---------------------|----------|
| 令和 6 年 1 2 月 1 日～ | オフィス 2 | 32.0 m ² | 40,000 円 |
| | オフィス 3 | 13.4 m ² | 16,750 円 |
| 令和 7 年 5 月 1 日～ | オフィス 1 | 32.0 m ² | 40,000 円 |
| | オフィス 4 | 13.4 m ² | 16,750 円 |
| | オフィス 6 | 13.4 m ² | 16,750 円 |

- ・敷金、共益費等は不要です。
- ・光熱水費は使用料に含まれます。

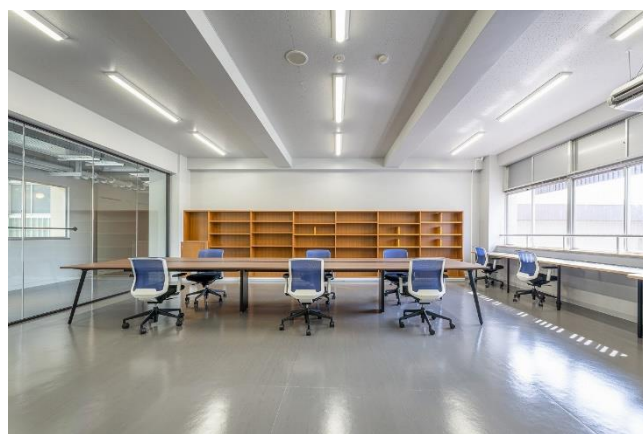
設備

- ・無線 LAN ※無料
- ・個別空調換気

その他

- ・家具・什器等は入居者によるお持ち込みとなります。
- ・ご使用にあたっては、施設利用規則等を遵守いただきます。（守れない場合にはオフィス等及び多目的室等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更する場合があります。）
- ・入居後には、入居時面談（事業計画確認）及び定期面談（3カ月に1回）が必要です。
- ・スタートアップ・新ビジネス創出事業の受託者が実施するイベント・セミナー等のコミュニティ活動への参加は必須（年間で最低2回以上の参加）となります。
（メンバーシップ登録が必要です。詳細は[こちら](#)をご確認ください。）
- ・オフィス等の退去時は、自己負担により原状回復していただきます。

2F シェアオフィス



対象

次のいずれにも該当する方

- ・新たに事業を行おうとする方、事業を開始してから3年未満である方又は既存の事業を行っている方で新分野に進出しようとする方

※既存の事業を行っている方の支社・支店・営業所やサテライトオフィス等の開設については対象となりません。

- ・その事業が最先端技術を活用して新たなビジネスを展開するもの、食と工芸に付加価値を生み出すものその他これらに類するもの

使用期間

1年更新（最長3年間）

面積・使用料

面積 : 64.0 m²（定員 10 席）※今回の募集は9 席

使用料 : 8,000 円/席・月

- ・敷金、共益費等は不要です。
- ・光熱水費は使用料に含まれます。

入居可能時期 ※初日から2カ月以内

令和6年12月1日～

設備

- ・無線LAN ※無料
- ・机、イス、ロッカー

その他

- ・ご使用にあたっては、施設利用規則等を遵守いただきます。（守れない場合にはオフィス等及び多目的室等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更する場合があります。）
- ・入居後には、入居時面談（事業計画確認）及び定期面談（3カ月に1回）が必要です。
- ・スタートアップ・新ビジネス創出事業の受託者が実施するイベント・セミナー等のコミュニティ活動への参加は必須（年間で最低2回以上の参加）となります。
（メンバーシップ登録が必要です。詳細は[こちら](#)をご確認ください。）

入居決定までの流れ

①エントリー

使用申請書、事業企画書等の提出（募集期間：令和6年9月1日～令和6年9月30日）

②書類審査（1次審査）

書類審査では、申請者が対象の条件を満たしているか、書類に不備はないか等を審査します。審査後、書類審査結果を通知します。また、書類審査結果の通知後、プレゼンテーション審査の前に個別に、入居条件等の事務的な説明をいたします。

③プレゼンテーション審査（2次審査）

審査項目（計10点）

- ・事業内容の独創性・アイデア
- ・事業を遂行する能力
- ・事業に期待できる社会的インパクト
- ・本事業（スタートアップ・新ビジネス創出事業）に参画する意思
- ・本施設に入居する必然性

説明の方法

- ・事業企画書の「3. 事業内容の説明」を基に説明していただきます。なお、事前に提出いただいた書類は予め各委員に配付しています。
- ・説明に用いる資料を別途パワーポイント等で作成し、スクリーンに投影することも認めますが、紙で配付することはできません。
- ・また、別途作成した資料の内容は、すべて事業企画書に記載した範囲内の説明にとどめるものとし、事業企画書の内容に反するものや、事業企画書の内容を超える説明がなされた場合でも、その内容が採点の対象となることはありません。(ただし、質疑応答の際に事業企画書に記載のない事柄について問われた場合は、この限りではありません。)

④入居決定

使用承認書の送付

提出書類

- 金沢未来のまち創造館使用申請書**に下記の添付書類を添えて、金沢未来のまち創造館まで**直接持参（最終日の 17:45 まで）**又は**郵送（最終日必着）**にてご提出ください。使用申請書及び事業企画書は、ホームページよりダウンロードしてください。
<https://www.mirai-nomachi.jp/event/1727>

- 添付書類（申請内容によっては、追加で資料の提出を求める場合があります）

①法人の場合

事業企画書、登記事項証明書（登記簿謄本）、財務諸表（直近2期分）、納税証明書、定款、ポートフォリオ（任意）

②個人の場合

事業企画書、納税証明書、住民票の写し、ポートフォリオ（任意）

本事業で提供するサービス

オフィス等入居者の成長を支援し、本施設から新たな価値を生み出すスタートアップや新ビジネスを継続的に輩出するため、下記のサービスを提供します。

- ・オフィス等入居者からの日常的な相談対応
- ・オフィス等入居者の成長促進に向けた事業計画の策定支援（希望者のみ）
- ・専門家や起業・経営に関する豊富な経験・知識を持ったメンター等による相談会の開催

- ・ オフィス等入居者を対象としたセミナーやワークショップの開催
- ・ オフィス等入居者が事業成果を発表するイベントの開催
- ・ 企業や大学、研究機関等を対象とした交流イベントや商談会の開催
- ・ 国内で活躍する他のスタートアップ等を訪問する技術交流会の開催
- ・ オフィス等入居者相互の交流を促進するための事業の実施